

平成28年 第11回

# 仙北市農業委員会総会議事録

平成28年10月7日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成28年10月7日(金)午前9時00分

2. 開催場所 西木庁舎総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (22人)

1番 高橋政敏 3番 野中秀人

5番 平岡裕子 6番 佐藤和

7番 千葉惣永 8番 青柳良信

9番 齋藤瑠璃子 10番 佐藤二郎

11番 沢山純一 12番 門脇博美

13番 藤村紀章 14番 辻均

17番 佐藤善栄 18番 草薨隆

19番 山本實 20番 山手善美

21番 田村博美 22番 真崎純孝

23番 大石知 24番 糸井淳

26番 鈴木八寿男 27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (5名)

2番 藤村隆清 4番 佐藤孝典

15番 倉橋重基 16番 大石温基

25番 藤原由悦

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について

(2) 平成28年度水稻作況調査結果について

2. 議 事

(1) 議案第40号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第41号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第42号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(4) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 伊藤 一彦 参事 門脇 益美  
係長 榎尾 健 主事 伊藤 大地

7. 書 記

参事 門脇 益美

8. 議事録署名員

5番 平岡 裕子 6番 佐藤 和

9. 会議の概要

伊藤局長 事務局より議案の取り下げがありますので、ご報告します。総会議案書

の6ページ、議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてですが、整理番号5番が取り下げられましたので、ご報告します。

議長 ただ今から平成28年第11回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 天候の状況も急に変わったりして、稲刈りが済んだ方もいますし、最中の方もいて、かなり差があるかなと考えております。田沢地区については始まったばかりでどうしようかなと考えております。皆さんお忙しい中に総会に参加して頂いておりますので、ご協力のもとにすみやかに議案を進めたいと思います。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は22名。欠席委員は5名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に5番平岡裕子委員、6番佐藤和委員兩名を指名します。会議書記には門脇参事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時4分)

議長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。

事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告1。農地法第3条の3第1項の規定（相続等）による届出についてです。9月7日から10月6日までに5名の方々から相続したと届け出があり受理し通知した旨を報告致します。

樫尾係長 報告2。先月行いました平成28年度作況調査の集計につきまして報告致します。結果表を添付しておりますので、併せてご覧ください。

《作況調査結果表での内容説明》（9時7分）

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第40号、農地法第3条の規定に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

門脇参事 議案第40号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成28年10月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が西木町上荒井地区、田〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、譲渡人は西木町上荒井地区の〇〇さん。譲受人は同じく上荒井地区の〇〇さんです。利用目的は田。3条有償移転です。10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、申請事由につきましては、申請地は転用予定の農地を分筆した残地であり、譲受人の農地と隣接していることから、併せて畑として耕作を行うとのことです。売買価格につきまして高く設定されておりますが、双方の話し合いの結果、この価格での取引になったとのことです。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番につきましては2番藤村委員より現地確認報告をお願いしますところですが、

欠席です。事務局より現地確認報告をお願いします。

樫尾係長 現地確認報告を致します。後ほど農地法第5条の案件でかかることになっており、その際にこの申請地も含め現地確認を行っております。

転用案件の分筆後の農地ということになります。その農地を今回隣接地で農業を行っている〇〇さんが畑として耕作を行うとのことです。転用に際しても最低限度の面積としており、隣接地とあわせ農地として利用することから、耕作上も支障はないと判断します。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

1番高橋 先ほどの説明では転用ありきでの有償移転の説明に聞こえましたが、増築もしくは新築などの計画はどのくらいになるのでしょうか。

樫尾係長 説明不足で大変申し訳ありませんでした。こちらについては農地を分筆しております。そのうち1部を後ほど5条案件で農地へ転用を行います。また残った農地につきましてはちょうど譲受人の農地と隣接するかたちで残ることから、その農地について売買を行うとのことです。図面で見ると解りやすいかもしれませんが、総会資料12ページ以降をご覧ください。従前地として2筆の農地が2件の一般個人住宅、1件の分譲予定地、それと今回売買が行われる〇〇さんのご自宅裏の農地として分筆されることとなります。こちらは畑として利用することとなります。

議長 他に質問等ございませんか。

24番糸井 こちらの農地については農業振興地域内農地ではなかったでしょうか。

樫尾係長 こちらの従前地の地番につきましては、農業振興地域からの除外されている地番となります。また従前地の地番が既に除外されていることから今回の分筆後の農地につきまして農業振興地域から除外されている地番として仙北農業振興地域整備計画書に記載されることとなります。その

際は農山村活性課へ事業主から申請することになります。

他に質問等はございませんか

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第40号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第40号については許可することに決定します。 (9時13分)

議長 次に議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

樫尾係長 それでは内容について説明します。整理番号1番、賃貸借の一時転用案件です。農地の所在が田沢湖卒田地区で登記簿は田・畑・原野、現況は田、〇〇筆、合計面積が〇〇㎡のうち〇〇㎡、こちらについては賃貸人が田沢湖卒田地区の〇〇さん、併せて農地の所在が田沢湖卒田地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡のうち〇〇㎡、賃貸人は同じく卒田地区の〇〇さんになります。賃借人はどちらも角館町広久内地区の〇〇。転用理由につきましては田床改良に伴い、砂利層を除去し、耕土をいれるとのこと。一時転用期間につきましては、平成28年〇〇月〇〇日から平成29年〇〇月〇〇日までになります。

次に整理番号2番、農地の所在は西木町上荒井地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は西木町上荒井地区の〇〇さん、譲受人は西木町桧木内地区の〇〇さんです。転用理由につきましては、現在賃貸住宅に夫婦と子供2人で居住しているが手狭であることから今後を考慮して、申請地へ住居建築を行うとのこと。こちらにつきまし

ては農業振興地域から除外が済んでおります。なお、整理番号2番、3番4番につきましては、先ほどの議案第40号に関連するものになります。

整理番号3番、農地の所在は西木町上荒井地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、譲渡人は整理番号2番と同じく〇〇さん、譲受人は西木町桧木内地区の〇〇さんです。転用理由につきましては、現在桧木内山口地区に母親・夫婦と子供1人で居住しているが家の老朽化や通勤時間の長さなどを考慮して、申請地へ住宅建築を行うとのこと。こちらにつきましても農業振興地域からの除外は済んでおります。

整理番号4番、農地の所在は西木町上荒井地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、譲渡人は整理番号2、3番と同じく〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用理由につきましては、整理番号2番、3番で転用許可申請のあった残地の部分であり、耕作不便になることから所有者が売却を希望しており、今後新居建築希望者を探して分譲地として販売を行うとのこと。こちらにつきましても農業振興地域からの除外は済んでおります。

整理番号5番につきましては、総会の始まる前にお知らせしましたとおり、取り下げとなっております。今後準備が整い次第総会へ議案提出することになると思います。以上説明を終わります。

以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番につきましては、22番真崎委員より現地確認報告をお願いします。

22番真崎 《整理番号1番ついて、現地確認報告》

議長 次に整理番号2番、3番、4番につきましては、2番藤村委員が欠席で

すので事務局より現地確認報告をお願いします。

樫尾係長 《整理番号2番、3番、4番について、現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第41号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第41号については許可することに決定します。 (9時27分)

議長 次に、議案第42号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の整理番号6番を上程しますが、利害関係者の退席をお願いします。

22番真崎 《22番真崎委員退室》(9時28分)

伊藤主事 整理番号6番について説明します。農地の所在が田沢湖卒田地区で登記簿現況共に田、〇〇筆、面積が〇〇㎡、賃貸借の再設定案件です。賃貸人は田沢湖卒田地区の推定相続人〇〇さん。賃借人は同じく卒田地区の〇〇さんです。利用目的は田として。期間は〇〇年。賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

説明は以上です。

議長 ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号6番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

《22番真崎委員入室》(9時30分)

議長 次に、整理番号6番除き一括上程します説明をお願いします。

伊藤主事 それでは整理番号1番から説明を致します。農地の所在が角館町雲然地区で登記簿現況共に田、〇〇筆、合計面積は〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は角館町雲然地区の〇〇さん、譲受人は同じく雲然地区の〇〇さんです。利用目的は田として。売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金での売買となります。

次に整理番号2番から8番までは再設定の案件となります。備考欄に前回の設定内容を記載しておりますのでご確認ください。整理番号9番から12番につきましては、農地中間管理事業での転貸借案件となっております。整理番号8番をご覧ください。こちらの賃借料につきましては前回10アール当たり〇〇円での契約となっており、今回につきましても10アール当たり〇〇円となっております。こちらにつきましては所有者が償還金の返済などもありまして、この賃借料になっております。また水利費について所有者負担となっており、双方が話し合いをして納得していることからこのような条件での契約になります。説明は以上になります。

議長 基盤強化法と中間管理事業の案件について説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 それでは議案第42号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画については、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第42号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画については、異議なしと認め、適正と判断することとし

ます。 (9時33分)

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会からの報告はありませんか。

5番平岡 <9月2日開催の議会内容・新庁舎建設について 他>

議長 共済からの報告はありますか。

10番佐藤 <自然災害による共済支払い状況について>

議長 農協からの報告はありますか。

18番草薙 <平成28年産米の刈り入れ状況と作柄について>

議長 次に、連絡事項に入りますがその前にお聞きしたいことなどありますでしょうか。

19番山本 建議書の内容にもおせておりますが、市内での道の駅構想について市長より回答を頂いておりますが、それとあわせて新庁舎建設と道の駅と融合したかたちで産業観光の拠点として建設などできないものかと考えております。5番委員さんもお承知とは思いますがそのところを考慮して具体的に進めてもらえるようお願いしたいと思います。

議長 他に質問等ございませんか。

議長 確かにクニマス未来館や新庁舎の件など新聞等によっており、問題のあるものに対してうまくいかないものかなと考えます。他に質問等ございませんか。

23番大石 中間管理事業にからんでの皆さんがどのような対応をしているのかお伺いしたいです。中間管理機構への貸借が行われた後に水利費等の支払者の切り替えがうまくいってないことが聞こえてきております。中間管理機構の手続きの遅れかもしれませんが、水利費の納入先である水利組合や土地改良区などが切り替えの書類などが中間管理機構から来ていない

ことにより、そのまま貸し出した所有者へいくケースがあるそうです。

そのような相談について委員各位の方々はどのような対応をしているのかお伺いします。

伊藤主事 その件について事務局より説明致します。中間管理事業の申請書類のうち組合員の得喪通知も含まれております。書類の提出を農地中間管理機構へする際に得喪通知も一緒に送付をしております。その後利用配分計画が策定され、中間管理機構から所有者や借受人へ決定の通知が出される際に、あわせて土地改良区等へ得喪通知が送付されることになっております。ただ土地改良区などから機構へ毎月送られていて事務手続きの処理が追いつかないと苦情があったり、それならば水利費の支払い時期にあわせて機構から得喪通知を出すなど、いろいろ話し合いがあったみたいです。まだそのところについては決まったとの話は聞いておりません。

1番高橋 田沢疎水土地改良区などについては、所有者に水利費の請求などが郵送された場合は借人と話し合いややりとりをしてくださいとの文書が流れたとのこと。

議長 暫時休憩とします。(9時49分)

議長 休憩以前に遡り、再開します。(9時53分)

議長 他に質問等ございませんか。

議長 無いようですので、次に協議事項やその他について絡を事務局よりお願いします。

伊藤局長 <協議事項>

協議事項として第60回秋田県農業委員大会提出議案(案)への意見に

ついて10月20日までの提出期限となっております。議案として提出する場合には、こちらに記載の上、提出をお願いします。こちらにつきましては、各地区会長・職務代理・事務局長との会議において協議が行われており、その後9月26日常設審議委員会を通し、この（案）が出てきております。今回はTPPに関連する事柄についても加えられておりますので、ご覧くださるようお願いいたします。意見などありましたら事務局まで期限内でご連絡ください。

《今後の日程》

10月25日（火）農用地利用調整会議（西木総合開発センター「農林研修室」9時～）

11月1日（火）第60回秋田県農業委員大会（湯沢市 湯沢文化会館）

11月2日（水）県外先進地視察（鶴岡市）

11月10日（木）第12回農業委員会総会（西木総合開発センター「集会室」9時～）

伊藤局長 《一般社団法人秋田県農業会議表彰規定第2条第1項第3号の考え方に  
ついて》

議長 協議事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

（閉会）

議長 以上をもちまして平成28年第11回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。（9時59分）

平成28年 月 日

議長 \_\_\_\_\_

署名員 5番 \_\_\_\_\_

署名員 6番 \_\_\_\_\_

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。